

## ごみを出すときは、次のことを守りましょう

- 収集日当日の朝、8時30分までに出す ●分別の手引きを見てきちんと分別して出す
  - ごみカレンダーで決められた収集日に、決められた場所に出す ●指定袋に地区名、世帯主名を記入して出す
- 回収されず残されたごみには必ず理由の書いた黄色いシールが貼られています。貼られていない場合は「まだ収集していない」または「8時30分以降の後出し」のどちらかのケースです。

※ごくまれに、収集の見落としなどもありますので、その際には市民課環境衛生係までご連絡ください。

ごみ集積箱は、市で設置し自治会等により維持管理することになっています。大半の地域では「ごみの分け方・出し方」を守っていますが、一部の集積箱では利用者のルール違反したごみが地域の困りごとになっています。

回収されなかったごみは排出者の責任において回収し、正しく処理することが基本ですが、現実には放置される場合も多く、ごみ集積箱管理者(自治会等)の過大な負担になっています。

- 他地域からのごみは持ち込まないようお願いします。
  - 他地域から持ち込まれたごみが回収されずに残された場合、周辺にお住まいの方やごみ集積箱管理者(自治会等)が大変迷惑を被りますので絶対に行わないでください。
- ※普段利用している集積箱以外の集積箱への持ち込みもご遠慮ください。

【問い合わせ先】 市民課 電話42-2111(内線267)

## 春の火災予防運動

実施期間4月14日(月)～4月20日(日)

住宅火災から命と家を守るためには「火災を起こさない」、「拡大させない」、「早く気づき、避難できるようにする」ことが大切です。これらの対策をまとめた「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」を参考に火災予防に取り組みましょう。

★住宅防火 いのちを守る 10のポイント★

### ～4つの習慣～

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

### ～6つの対策～

- 1 火災の発生を防ぐために、ストープやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



【問い合わせ先】 市消防本部 予防課 電話42-7744

## メロンロード付近で 耕作されている 農業者の皆さまへ

ウィンドファームつがるの大型風車に雷接近通知システムが設置されています。雷の接近を早期に感知し、風車周辺に設置したスピーカーとパトライトで、周囲の皆さまに警報を発する役割を果たします。

- 雷が40km圏内で確認されるとパトライトが光り、注意喚起
- 30km圏内で確認されるとパトライトおよびスピーカーで退避勧告

※この設定値については今後変更となる可能性があります。

雷が近づいた時は風車や木からできるだけ離れるようお願いします。

※推奨される安全距離は200mです。



【問い合わせ先】  
農林水産課 電話42-2111 (内線413)

# 篠原霊園「一般墓地」および「合葬墓」 募集・申し込みのご案内

## ○一般墓地

市篠原霊園一般墓地の返還により、下記の空き区画を再募集します。

### ▼一般墓地の種別の使用料および管理料

| 種 別 | 区 画 数 | 空き区画 | 面 積<br>(1区画) | 使 用 料<br>(1区画) | 管 理 料<br>(1区画・毎年) | 備 考   |
|-----|-------|------|--------------|----------------|-------------------|-------|
| A区画 | 120   | 4区画  | 6.25㎡        | 70,000円        | 3,000円            | 2並列区画 |
| C区画 | 48    | 3区画  | 6.25㎡        | 80,000円        | 3,000円            | 単列区画  |
| D区画 | 48    | 2区画  | 6.25㎡        | 80,000円        | 3,000円            | 単列区画  |

### ▼利用資格

- (1) つがる市に住所がある方。
- (2) 同一世帯の方が市篠原霊園一般墓地を利用していない方。

### ▼受付期間

令和7年4月30日(水)まで  
(ただし、募集件数を満たさない場合は、随時受付をいたします。)

### ▼利用手続き及び要件について

下記の担当課窓口にて、ご説明後に申請書等をお渡しいたします。

## ○合葬墓(がっそうぼ)

合葬墓とは、一つのお墓に多くの方々の遺骨を合同で埋葬する形状のお墓です。お墓には、さまざまな形態や考え方がありますので、ご家族の方などともよくご相談の上お申し込みください。

### ▼受付期間

通年受付(ただし、12月1日から3月31日は納骨できません。)

### ▼利用資格

- (1) 遺骨を保有している方：市篠原霊園一般墓地の利用許可を受けていない方で、
  - ① つがる市民で遺骨を保有している方。
  - ② 市外の方で、つがる市民であった方の遺骨を保有している方。
- (2) 市篠原霊園一般墓地の利用許可を受けている方で、墓地区画を返還し合葬墓に改葬する方。
- (3) 生前予約：市篠原霊園の墓地区画の利用許可を受けていない満70歳以上のつがる市民で、自己の死後に合葬墓における遺骨の収蔵または埋葬する方の指定ができる方。募集は年1回です。受付期間・募集数等については、広報つがる12月号でご案内します。

### ▼合葬墓の区分と使用料

| 申 込 区 分                                           | 使用料(永代)        |
|---------------------------------------------------|----------------|
| 納骨室(利用許可を受けた日から10年後に合葬室へ埋葬)<br>※納骨室：(2室) 収蔵数：176体 | 1体につき 100,000円 |
| 合葬室(合葬室へ直接埋葬)※埋葬数：1,200体                          | 1体につき 70,000円  |
| 記名板(希望者のみ)                                        | 1体につき 32,000円  |

### ▼所在地

木造下福原篠原116番地9

【問い合わせ先】 市民課 電話42-2111(内線258)



広 告

人 と 街 の 夢 に ア ク セ ス

株式会社 エービットツ  
http://www.a-bits.co.jp/